

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日 現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

TEL 03-5922-5666 (月曜～土曜9:00～17:30 祝祭日休)
休日夜間の緊急連絡先 TEL 080-1263-0187

2. 板橋区医師会在宅ケアセンターの概要

事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	公益社団法人板橋区医師会
法人事務局所在地	東京都板橋区大和町1番7号
代表者（職名・氏名）	代表理事 齋藤 英治
電話番号	03-3962-1301
定款の目的に定めた事業 1. 介護保険法に基づく介護予防支援並びに介護サービスに関する事業 2. その他これに付随する業務 営業所数等 居宅介護支援1カ所、 訪問看護1カ所、 介護予防支援1カ所	

事業所の概要

事業所名	板橋区医師会在宅ケアセンター
介護保険サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	東京都板橋区高島平二丁目32番2-107号室 板橋区医師会在宅医療センター内
電話番号	03-5922-5666
介護保険事業所番号	1371900083
管理者の氏名	清水 由美子
通常の実施地域	東京都板橋区 ※ 上記地域以外の方はご相談下さい。

営業日時

営業日	月曜日～土曜日 9:00～17:30
休業日	日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

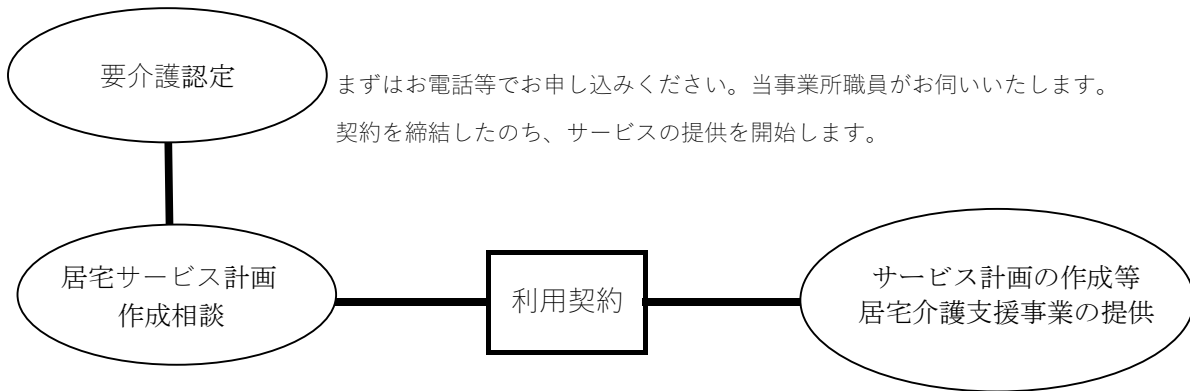
職員体制

	常勤	非常勤	計	職務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1		1	従業者・業務の管理
介護支援専門員	4		4	指定居宅介護支援 の提供
事務職員				事務全般

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 居宅介護支援のお申し込みからサービス提供まで



(1) 利用申込み受付と契約の締結

利用申込みに居宅介護支援契約書と重要事項説明書を交付、説明し同意を得た上で契約を締結。被保険者証を確認し介護サービス計画作成依頼(変更)届出書を保険者に提出します。

(2) アセスメントの実施

利用者の住まいを訪問し、心身の状態、おかれている環境を把握し、支援ニーズの特定及び課題の把握を行う。さらに認定調査結果及び主治医意見書等の情報から利用者の状態の把握に努めます。使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会）方式とします。

(3) 居宅サービス計画書原案の作成

アセスメント結果を基に利用者やご家族の希望を踏まえ、複数のサービス事業者を紹介し利用者及び家族の選択に基づいて居宅サービス計画（ケアプラン）原案を作成します。利用者及び家族はそのサービス計画原案に位置付けたサービス事業者等選定の理由を求めることができます。

(4) サービス担当者会議

居宅サービス計画書原案作成後に、利用者及び家族を交えてサービス担当者会議を開催し、各サービス担当者間で共通認識を図ります。

(6) 居宅サービス計画書の交付

利用者及び家族に同意を得られた居宅サービス計画書(ケアプラン)は、利用者、サービス事業所、主治の医師に交付します。

(7) モニタリング

1ヶ月に1回は、利用者の住まいへ訪問し、新たな課題が生じていないか、居宅サービス計画に基づくサービスの提供がなされているか近況の聴取、確認をします。また利用者と家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画作成後も、利用者と事業者との双方の合意に基づき、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

(8) 医療との連携

- ① サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要を認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況とその他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供します。
- ② 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師の意見を求めます。

(9) 給付管理業務

利用者の前月における介護保険サービスの利用実績を確認した後、給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(10) 相談業務

- ① 利用者、サービス事業者からの連絡に随時対応し計画変更の必要がある場合には速やかに対応します。また、必要に応じて介護保険以外の福祉サービスや民間のサービス等を含めた情報の提供を行います。
- ② 居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- ③ 利用者の依頼に応じ要介護（要支援）認定の申請を代行します。
- ④ 地域の介護保険施設に入所を希望される場合、情報提供等を行います。

5. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援費の費用は全額保険給付の対象となるため、利用者負担金はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。
※事業所が法定代理受領する居宅介護支援費は別紙1の通りです。

(2) 交通費

介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費を頂くことがあります。

(3) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はかかりません。

6. サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書で事前にお申し出下されればいつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前迄に文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合。
- ・利用者が亡くなった場合。

(4) その他

利用者やご家族などが当事業所や介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて利用者の立場にたって支援を行います。

(2) 利用者の選択に基づき、板橋区医師会関連事業所や他のサービス提供事業所、福祉・保健医療機関等と適切に連携し、公正中立の立場でサービス調整を行います。

8. 公正中立性の確保

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明いたします。

居宅介護支援の提供開始に際し前6月間に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況について利用者に説明し介護サービス情報公表制度においても公表します。※下表参照

※前6月間（R5年9月～R6年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合。

訪問介護 49.8 %	通所介護 31.4 %	福祉用具貸与 69.5 %	地域密着型通所介護 15.0%
-------------	-------------	---------------	-----------------

※前6月間（R5年3月～R5年8月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。

訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	地域密着型通所介護
高島平介護センター 31.2 %	ブルーポピー 18.0 %	あずさわ福祉本舗 25.8 %	東坂下高齢者在宅サービスセンター 28.3 %
さくらヘルプケア 11.9 %	ケアポートいたばし 11.9 %	トーカイ戸田店 13.6 %	いいふろDAY高島平/リハビリセンター高島平 15.9 %
ケアリッツ高島平 7.7 %	元気ジム高島平 8.3 %	ニック練馬営業所 11.4 %	あいである2号館 8.7%

9. 入院時における医療と介護の連携

利用者が医療機関へ入院した場合には、当該医療機関へ担当介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。必要に応じて担当介護支援専門員より当該医療機関へ介護サービス及び生活の状況等について情報提供を行い連携をはかります。

10. 秘密の保持について

(1)事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(3)職員でなくなった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

11. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

13. 権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

15. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

16. 研修

介護支援専門員の資質向上のための研修は、計画に基づき継続的に実施します。

17. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・ご意見・苦情 および 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・ご意見・苦情を承ります。

当事業所の苦情担当者	管理者・サービス提供責任者 清水由美子
電話 03-5922-5666	FAX 03-5922-5667

当事業所の担当者への苦情については、管理者が事実確認を行ったうえでその処理にあたります。
当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村の相談・苦情窓口
板橋区介護保険苦情・相談室 (日・祭日除く9時～17時)
電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 板橋区役所北館2階 健康生きがい部 介護保険課
東京都国民健康保険団体連合会 (区市町村で解決不能な問題等)
電話 03-6238-0177

令和6年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	板橋区高島平二丁目32番2-107号室 板橋区医師会在宅医療センター内
	名称	板橋区医師会在宅ケアセンター 印

説明者氏名 印

私は契約書および本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 板橋区

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

(利用者との関係)

別紙1

利用料金(R6年4月1日改定)

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ) 取り扱い件数45件未満	要介護1・要介護2	¥12,380
	要介護3・要介護4・要介護5	¥16,085

居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅰ) 取り扱い件数50件未満 ※ケアプランデータ連携システムの 活用及び事務職員の配置を行っている 場合	要介護1・要介護2	¥12,380
	要介護3・要介護4・要介護5	¥16,085

加算の要件に該当した場合	初回加算	¥3,420
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	¥2,850
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	¥2,280
	退院・退所加算(カンファレンス無 連携1回)	¥5,130
	退院・退所加算(カンファレンス無 連携2回)	¥6,840
	退院・退所加算(カンファレンス有 連携1回)	¥6,840
	退院・退所加算(カンファレンス有 連携2回)	¥8,550
	退院・退所加算(カンファレンス有 連携3回)	¥10,260
	ターミナルケアマネジメント加算	¥4,560
	緊急時等居宅カンファレンス加算	¥2,280
	特定事業所加算(Ⅱ)	¥4,799
	特定事業所医療介護連携加算	¥1,425
	通院時情報連携加算	¥570

減算の要件に該当した場合	業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1
	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1
	事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上に提供する場合	所定単位数の100分の1
	運営基準減算	所定単位数の50分の1

その他(利用者件数に応じて定められた基準額)

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ) 取り扱い件数45件以上60件未満	要介護1・要介護2	¥6,201
	要介護3～要介護5	¥8,025
居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅲ) 取り扱い件数60件以上	要介護1・要介護2	¥3,716
	要介護3～要介護5	¥4,810

居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅱ) 取り扱い件数50件以上60件未満	要介護1・要介護2	¥6,007
	要介護3～要介護5	¥7,786
居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅲ) 取り扱い件数60件以上	要介護1・要介護2	¥3,602
	要介護3～要介護5	¥4,674

○介護保険法および関連諸制度の改正等により、上記料金に変更があった場合は、法令の定める料金に従います。